

別表第2（第5条関係）

世帯階層区分		自己負担金		
		基準額	加算額	
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円	
B	当該年度分の市民税が非課税の世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	1,100円	110円	
C	当該年度分の市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額のない世帯（A階層に該当する世帯を除く。）	2,250円	230円	
D 1	当該年度分の市民税均等割の課税世帯であって、市民税所得割の額が右の区分に該当する世帯（A階層からC階層までに該当する世帯を除く。）	3,000円以下	2,900円	290円
D 2		3,001円～5,800円	3,450円	350円
D 3		5,801円～8,700円	3,800円	380円
D 4		8,701円～13,000円	4,250円	430円
D 5		13,001円～17,400円	4,700円	470円
D 6		17,401円～22,400円	5,500円	550円
D 7		22,401円～28,200円	6,250円	630円
D 8		28,201円～58,400円	8,100円	810円
D 9		58,401円～75,000円	9,350円	940円
D 10		75,001円～96,600円	11,550円	1,160円
D 11		96,601円～121,800円	13,750円	1,380円
D 12		121,801円～175,500円	17,850円	1,790円
D 13		175,501円～221,100円	22,000円	2,200円
D 14		221,101円～380,800円	26,150円	2,620円
D 15		380,801円～549,000円	40,350円	4,040円
D 16		549,001円～579,000円	42,500円	4,250円
D 17		579,001円～700,900円	51,450円	5,150円
D 18		700,901円～849,000円	61,250円	6,130円
D 19		849,001円～1,041,000円	71,900円	7,190円
D 20		1,041,001円以上	全額	左欄の基準額の10%（その額が8,560円に満たない場合は8,560円）

備考

- 1 この表において「市民税」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市民税をいい、「均等割」及び「所得割」とは、それぞれ、同法第292条第1項第1号及び第2号に規定する均等割及び所得割をいう。ただし、所得割の額の計算においては、同法第314条の7、第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
- 2 対象者及び対象者の扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。以下同じ。）が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を市の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を計算するものとする。
- 3 所得割の額を計算する場合において、対象者の属する世帯が婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）によらないで母となった女子又は父となった男子であって現に婚姻をしていないものの属する世帯に該当するときは、備考1の規定にかかわらず、当該女子又は男子を地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなして、同法第295条第1項第2号若しくは第314条の2第1項第8号（当該女子が同法第314条の2第3項に該当する者であるときは同項）の規定を適用するものとする。
- 4 前項の規定によるもののほか、所得割の額を計算する場合においては、控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等に係る取扱いについて（平成23年7月15日付け雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の規定により再計算しない取扱いを原則とする。ただし、令和2年3月31日以前に用具の給付を受けている児童が属し、その徴収基準月額の算定にあたり当該通知の規定を適用させていた世帯については、それまでに判定された階層区分から当該通知を適用させない取扱いをすることにより不利益な変更が生じると認められる場合に限り、当該通知の規定による調整を行うことができるものとする。
- 5 世帯階層区分の認定は、対象者及び対象者の扶養義務者のすべてについて、その市民税等の課税の有無により行う。
- 6 当該年度の市民税の課税関係が判明しない場合においてこれが判明するまでの期間は、前年度の市民税によるものとする。
- 7 自己負担金の算定の特例
 - (1) 同一世帯（A階層に該当する世帯を除く。）から2人以上の対象者につき助成を行う場合は、当該各対象者につき、自己負担金を算定するものとし、その額は、最も多額な対象者にあつては基準額の欄に掲げる額、2人目以降の対象者にあつては加算額の欄に掲げる額により算定するものとする。
 - (2) 自己負担金の額に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。
 - (3) 対象者の扶養義務者がいないときは、自己負担金の算定を行わないものとする。ただし、対象者に市民税が課せられている場合は、当該対象者につき扶養義務者に準じて自己負担金を算定するものとする。